

市街化調整区域内の災害危険区域等における 安全上及び避難上の対策を講じた場合の例外的な取扱いについて

令和4年4月1日に施行された改正都市計画法により、市街化調整区域内の既存集落（都市計画法第34条第12号に基づき条例で定めた区域）内において、都市計画法第34条第12号（令第36条第1項第3号ハ）に基づく条例基準を立地基準とする建築物については、申請敷地に災害危険区域等が含まれている場合、原則として、許可することはできません。

しかしながら、申請敷地に災害危険区域等が含まれていても、安全上及び避難上の対策が講じられた次の2つの場合は許可することが可能としております。

- ①建築基準法第39条第1項の災害危険区域（出水）が申請敷地に含まれているものの、建築基準法所管部署から宮崎市災害危険区域内建築物認定通知書の発行を受け、開発審査課が一定の安全性について認めたもの
- ②水防法第15条第1項第4号の洪水浸水想定区域のうち、最大浸水深3.0m以上の区域、若しくは浸水継続時間72時間以上の区域で本市が認める安全上及び避難上の対策が講じられたもの

○本市が認める安全上及び避難上の対策について（水防法関連、上記②について）

次に示す対策を実施する計画であること。

垂直避難

対象建築物・・・専用住宅（自己用）、専用住宅（分家）、共同住宅、寄宿舎

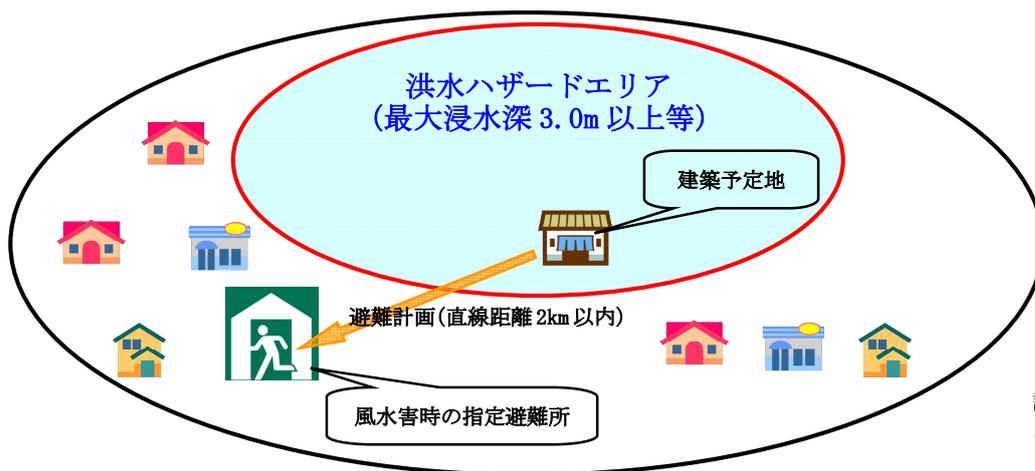
- ⇒建物の高床化を行い、最大浸水深以上に避難可能な居室を設けること。（共同住宅、寄宿舎については全居室を最大浸水深以上とすること）
- ⇒盛土による地盤の嵩上げを行い、最大浸水深以上に避難可能な居室を設けること。



水平避難

対象建築物・・・工場、作業場、事務所、倉庫、店舗、管理施設、福祉施設（入所系を除く）

- ⇒建築予定地から直線距離で2km以内の指定避難所への避難計画（マイ・タイムライン）、避難経路図を提出すること。



市街化調整区域（指定集落）

マイ・タイムラインを作ってみよう2

避難レベル	1	2	3	4	5
避難情報	自分で避難など 注意のお知らせ	避難準備 避難要請	避難勧告 避難指示(緊急)	避難指示(緊急)	避難指示(緊急)
大雨	大雨	大雨	大雨	大雨	大雨
風の強弱	強風注意情報	暴風注意情報	暴風注意情報	暴風注意情報	暴風注意情報
川の増水	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報
山の土砂	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報
地震	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報
火災	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報
その他	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報	注意情報

マイ・タイムライン

詳しくは、市HP「風水害に備えてマイタイムラインを作ろう」を御参照ください。

http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/lf/fire_department/prepare/timeline.html